

145  
440

滿洲國經濟建設概觀

東洋協會調查部編

之  
扉  
末

二十一  
年



440

滿洲國經濟建設概觀

東洋協會調查部



(1) — 次



滿洲國經濟建設概觀 目次

第一章 緒言	一
第二章 對滿投資と企業内容	四
第三章 日滿貿易と經濟發展	三
第四章 工業	九
第五章 畜産	三
第六章 農業	三
第七章 通商と金融	六
第八章 貿易と關稅	四
第九章 交通	四
第十章 附錄	四
東洋時事日誌	七



調査資料パンフレット

第一輯 中華民國政治勢力の現状	昭和10年6月發行
第二輯 滿洲國の貿易狀勢	昭和10年7月發行
第三輯 北鮮三港と日滿通商關係	昭和10年8月發行
第四輯 日支經濟提携の動因と其將來	昭和10年9月發行
第五輯 最近の北支事情	昭和10年10月發行
第六輯 滿洲國通貨の現勢	昭和10年11月發行
第七輯 臺灣産業の現勢	昭和10年12月發行
第八輯 最近の内蒙古事情	昭和11年1月發行
第九輯 滿洲國鑛業の現勢	昭和11年2月發行
第十輯 最近の外蒙古事情	昭和11年3月發行
第十一輯 支那の鐵道建設と航空路の現状	昭和11年4月發行
第十二輯 滿洲國農業の現勢	昭和11年5月發行
第十三輯 朝鮮農民の滿洲移住問題	昭和11年6月發行
第十四輯 支那經濟建設事業の現状	昭和11年7月發行
第十五輯 支那當面の重要問題	昭和11年8月發行
第十六輯 滿洲國林業の現勢	昭和11年9月發行
第十七輯 臺灣の地下資源	昭和11年10月發行
第十八輯 支那幣制改革の回顧	昭和11年11月發行
第十九輯 滿洲國水産業の現勢	昭和11年12月發行
第二十輯 西安事變の全貌	昭和12年1月發行
第二十一輯 滿洲國經濟建設概觀	昭和12年2月發行



# 滿洲國經濟建設概観

## 第一章 緒言

かの柳條溝一發の砲聲を導火線とした滿洲事變が契機となつて、友邦滿洲國が世界史の舞臺に出現し、東洋の春秋を開みしたが、この間に於ける新興國家としての同國の營みは躍進の意氣を以て、五族協和の樂土の現出のための歩武を進め、國礎は益々鞏固となり、その存立は國際間にもはや既定の事實として之を承認せざるを得ざらしめるに至つてゐる。

昨年六月十日治外法權の撤廢、滿鐵附屬地行政權の返還といふ劃期的條約を締結し、建國を以て掲げる扶助の聲明の實を示し、日滿不可分關係の實現に向つて一新段階を進めた。かくして近代國家としての基礎的體制を整へた滿洲國は、愈々その内容充實の第二段の飛躍に邁進せんとし、新に産業五年計劃を樹立し、愈々來るべき本年度より愈々之が實現に着手せんとしてゐる。

滿洲國建國五年の間に於ける最も著しいその整備は、その治安の維持にこれを見ることが出来る。即ちそこに過去幾十年間虐政に苦しめられた五族にとつて樂土建設の最も端的な現れがある。即ち昨年六月末調査に依ると、滿洲事變直後廿餘萬と數へられた匪賊は五年後の今日、推定一萬八千に激減





してゐる。

勿論これを以て直ちに王道樂土の完成であるとは言ひ得ないが、少くとも嘗つての張家二代に亘る唐政の下に於て常に三千萬庶民は今日あつて明日を知らざる不安に直面してゐた。その生命財産の不安から免れ不法極まる苛斂誅求の桎梏から脱したことは幾許であるか計り知れない。又我が在留邦人の數について見るに、事變一年前の昭和五年十月調べで廿四萬八千人が、五年後の昭和十年末に於ては五十萬一千人に増加してゐる。而も更に將來二十年計劃で百萬戸、五百萬人の移民を滿洲國に送るといふ大計劃が日滿兩國間に確立されてゐる。これ等の在留邦人並に集團移民は、滿洲國に於て全然滿洲國人と同様の立場に於て公私各種の業務及び職務に従事し、土地所有權その他一切の權益を享有し得るが故に、日滿兩國の緊密不可分の關係は愈々鞏固に組成されるわけである。

次に滿洲國の財政が軍閥財政と異り、根本的に明朗なる國家財政を以て確立され、建國の第一年から健全財政を目標に、常に黒字である事實は、税金負擔の軽減と共に滿洲國が世界に誇るものである。これを康徳三年度(昭和十一年)豫算について示すと、總豫算は歳入歳出ともに二億一千九百四十萬五千圓で、前年度より九百四十萬七千六百圓を増加してゐる。特別會計にあつては歳入二億三千百五十五萬三千七十七圓、歳出一億七千三百六十八萬四千三百五圓に上り、歳出の一般、特別兩會計合計は三億三千七百五十二萬八千圓に達してゐる。歳入中、經常部にあつては租稅收入一億六千七百七十五萬

七千圓で、關稅八千四百七十六萬一千圓、內國稅五千三百十四萬八千圓、鹽稅二千三百八十四萬八千圓で、關稅收入の恒久化と內國稅の漸増が目立つてゐる。その他にあつて專賣益金一千五百八十三萬四千圓が主なるものであり、臨時部にあつては國債金一千萬圓が主なるものである。

一方歳出にあつては軍政部所管の七千三百五十四萬五千三百三十圓を筆頭に、總務廳四千八百九十一萬四千五百二十一圓、民政部四千七萬三千七百一十一圓、財政部二千五百三十九萬四千二百八十一圓等の内譯となり、これを各施設關係について見れば、一般行政費四六、軍政費三五、國債費九・五、徵稅費六、國庫準備金二、帝室費〇・九の各パーセントとなる。

即ち國家としての財政上より見たるその内容も前述國家外形の態様と俱に堅實確固たるものあるを知るに足るであらう。

而して國內法制の整備は帝政實施以來着々と進行し、基本法規の大半は制定され、法治國としての一般的形態は完成したが、殊に先づ本年一月四日には五族協和、王道樂土に合致すべき萬古不易の法典として法院組織法を發布し、次で軍政樞機の要職として將軍府を設置し、建國以來國政並に軍政に多大の功績を樹てた現總理大臣張景惠、軍政府大臣于芷山、侍從武官長張海鵬の三上將を現職のまま將軍府に列せしめた。又帝政露西亞時代から東方侵略の遺物として殘存してゐた北滿特別區はソ聯政府の對滿政策の策源地となつてゐたため、昨年一月一日から斷然これを廢止し、地方行政の確立と、



國民經濟發展の統制に關する均衡策を執るに至つた。この外に昨年一月以降發布せられた重要法令には營業取締規則、有獎債券取締法、土地審定法、市制、特許發明法、意匠法等がある。

## 第二章 對滿投資と企業内容

滿洲國經濟建設工作の重要な役割を持つものは、日本の對滿投資と、これに依る新規企業である。これが所謂日滿ブロック經濟を目標として、國家的な統制を基調とした統制企業と、この範圍を除く一般自由企業との二つに分れて、興つたことは明かな事實である。

回顧せば昭和十年一月八日、時の高橋大藏大臣に依つて「日本よりの對滿投資の亂脈振りの是正、對滿投資統制の必要性」なる警告がなされた。

その後滿洲國政府の説明、或は經濟諸現象の熟視により、對滿投資は故高橋藏相の危惧せる如く決して支那及海外に流出してゐるものではなく、その大部分は滿洲國産業建設資金として、實質的に國內各種新興企業の根幹となり、或は對日貿易の躍進に伴ふ滿洲國への輸入超過による日本への資金還元の状態をとつてゐることが明瞭となり、この警告に對する杞憂は除去された上、更に昭和十年八月二十六日の國幣對金票の等價示現と九月六日の等價維持政策の公表、十一月四日の日滿兩國政府の滿洲國國幣價值安定に關する聲明、十二月六日の中銀鮮銀業務協定の成立等、日滿兩國政府による滿洲

國幣の價值安定策の強行と、更にこれを一段と強化する十二月十日の滿洲國爲替管理法の實施等により、日本からの對滿投資は極めて圓滑に實行され得る現狀に立ち至つてゐる。

勿論、事變前の日本の對滿投資は十六、七億圓と稱せられ、ソヴェート五億九千萬圓（東支鐵道を讓渡した現在ソ聯の投資は云ふに足らぬ）、イギリス三千九百萬圓、アメリカ二千六百萬圓、フランス二千百萬圓などの中、斷然頭角を抜き、各國投資總額の約七割を占めてゐた。

而もその對滿投資額は當時の日本國外投資總額の五八%を占めてゐた事實を見ても、滿洲は日本にとり最大の投資市場であつたことが看取される。従つて滿洲國建國後における對滿投資は、日滿經濟ブロックの見地より、又滿洲國の治安工作の進展により、最も安全なる資本輸出市場として躍進を遂げるに至つたの當然である。即ち事變後對滿資本輸出高を見れば次の如くである。（單位千圓）

内地資本の對滿投下額（拓務省調査）

昭和七年	
滿鐵株金拂込	五〇、〇〇〇
同社債純増加	四〇、〇〇〇
一般會社株金拂込	七、八五七
その他	一、一〇〇
總額	九八、九五七
昭和八年	



滿鐵株金拂込	五六、〇〇〇
同社債純増加	六〇、〇〇〇
偽采會社株金拂込	一八、四三五
一般會社同上	一七、四七三
建國公債	三〇、〇〇〇
三井三菱借款	二〇、〇〇〇
その他	一三、七〇〇
總額	一九五、六〇八
昭和九年	
滿鐵株金拂込	三六、〇〇〇
同社債純増加	八五、〇〇〇
偽采會社株金拂込	三、一八七
一般會社同上	三三、三二九
建國公債	一〇、〇〇〇
その他	一八、四五〇
總額	一八五、九六六

以上の如く、昭和七年より三ヶ年間の日本對滿資本輸出高は實に四億八千餘萬圓の多きに達し、明治三十八年頃より昭和六年迄の長期に亙る期間の投資額十七、八億圓に比すれば洵に驚異すべきものがあり、更に昭和十年度の投資高を合算すれば、如何に事變後における對滿投資が旺盛なるかと判明する。即ち東洋經濟年報第二十二輯に依ると、昭和十年九月末までの同年度の對滿投資額は、社債(主

として滿鐵、その他金福鐵路、滿洲電業、滿洲炭礦、滿洲電々)一億六千四百二十萬圓、株式(滿洲工廠、日滿興業、滿洲紡績)二百十萬圓、國債(北鐵公債)五千八百六十五萬圓、三者合計二億二千五百萬圓に達し、更にこれに同年中に拂込まれた滿鐵及び昭和製鋼所の社債四千萬圓、滿鐵及び鞍山鋼材の株式拂込徴収額合計三千六百五十萬圓等を合算すれば、昭和十年度の對滿投資は三億百萬圓を超過する旺盛振りを示し、事變後の總額は八億圓に上るものと見て大過ない状態にある。

尙ほ、この對滿投資の今後の趨勢を推察するに、前述の如き日滿兩國政府による幣價等價政策の強行、國幣價值の安定により、或は日本政府の建國公債、滿洲國法人株等の特殊銀行擔保物件化許可、滿洲國政府の金圓資本による滿洲國法人設立許可、國債優遇法の制定等により、對滿投資は好條件下に置かれ、滿洲國各種産業の方向を極めて判然明朗ならしめるのであり、各種企業の發達は刮目して俟つべく、日本よりの資本輸出は最も容易に、最も安全裡に行はれ行くものと思はれる。

次に各産業部門における日本勢力の進展も亦素晴らしきものがあるのは、滿洲事變後の新設會社の實狀によつても明らかである。即ち事變後滿洲(關東州及び滿鐵附屬地を含む)に新設された會社の總數は二百四十八社に達し、(昭和十年末現在)その公稱資本金は六億九百八十九萬八千圓に及んでゐるが、これを國籍別出資より見れば、日本法人百七十一社、公稱資本金三億八千七百七十三萬八千圓、



滿洲國法人七十七社、二億二千二百十六萬圓となり、日本法人が壓倒的に多く、而も滿洲國法人はこの七十七社の中、十一社一億五千五十五萬圓が滿鐵關係出資なる故、日本資本の進出によるものなるを肯定し得べく、更に残る六十六社、七千六百六十一萬圓中にも、純粹なる滿洲國土着資本と見做されるものは僅少なるべく、純然たる滿洲國法人(日本資本の出資に依らざるもの)は滿洲中央銀行三千萬圓、大興公司六百萬圓、並に新設國內普通銀行等合計三千七百萬圓乃至四千萬圓程度と算定され、滿洲における新設會社の大部分は、日本に依る出資、或は日本との關係によるものであることが明らかであるし、日本資本が滿洲國の産業開發に躍如として活動してゐることを知るのである。今國籍別出資統計を見れば左の如くである。

新設會社國籍別出資額(單位千圓)

出資別社數	資本拂込	
	公稱	實
滿鐵關係	一〇	一八七、四六五
日本法人其他	一六〇	二〇〇、二七三
計	一七一	三八七、七三八
滿鐵關係	一一	一五〇、五五〇
滿洲國法人其他	六六	七一、六一〇
計	七七	二二二、一六〇
公稱		一三〇、八九〇
實		八六、二四〇
拂込		二二七、一三〇
總計		一三七、一一二
		四五、八五五
		一八二、九六七

合計

二四八

六〇九、八九八

四〇〇、〇九七

次にこれを法人別計畫資本によつてみると、滿洲國にあつては國防上、政治上、經濟上諸種の特種必要に應じ、その産業政策の根本方針に基いて、自由企業を除き重要産業の殆んど全部を一定の統制形式に當てはめ、一國一業主義の特種會社化してゐるが、その特殊會社は左表に示すが如く、その滿洲において極めて重且つ大なる地位を占めるものである。而して、これ等重要部門に於ける各種企業に於ても、日本資本が投下されて重要な役割の一部を分擔してゐるのである。

法人別計畫資本(單位圓)

社數	公稱資本	總計に對する比
特殊法人	一一	二二一、五五〇、〇〇〇
普通法人	二三七	三八八、三四八、〇〇〇
總計	二四八	六〇九、八九八、〇〇〇
特殊會社	資本金	政府外出資金
滿洲中央銀行	三〇、〇〇〇	政府全額出資
滿洲電信電話	五〇、〇〇〇	關東局一六、五〇〇、滿鐵三、四九〇、日本放送協會一、五〇〇、鮮銀一、三二五、
滿洲石油	五、〇〇〇	日華、千代田、第一、安田、愛國、帝國各生命保險會社四〇〇
同和自動車工業	六、二〇〇	滿鐵二、〇〇〇、三菱、三井、日石、小倉各會社五〇〇
		滿鐵二、九〇〇、日本七社、三、一〇〇



滿洲棉花	二,〇〇〇	滿鐵、滿洲棉花協會各一,〇〇〇
滿洲炭礦	一六,〇〇〇	滿鐵八,〇〇〇
滿洲採金	一一,〇〇〇	滿鐵五,〇〇〇、東拓二,〇〇〇
滿洲礦發	五,〇〇〇	滿鐵二,五〇〇
滿洲拓殖	一五,〇〇〇	滿鐵五,〇〇〇、三井二,五〇〇、三菱二,五〇〇
準特殊會社		
滿洲航空	三,八五〇	滿鐵一,六五〇、住友一,二〇〇
滿洲電業	九〇,〇〇〇	南滿電氣五七,八一四、營口水道電氣四,一五八、四、北滿電氣二,〇六七、九等
奉天土地工業	五,五〇〇	滿鐵二,七五〇

即ちこれ等重要なる特殊會社、準特殊會社にあつては、滿鐵を中心に日本資本が流入してゐるが、一般企業に於ても、計畫資本の各種統計に現れた日本國法人中には、三井（滿洲大豆工業、日滿製粉、滿洲化學工業、奉天造兵所、滿洲バルブ等）三菱（滿洲化學工業、日滿マグネシウム、大同セメント、日滿製粉、滿洲ビール）住友（滿洲マグネシウム）大倉（日滿製粉、奉天造兵所）東拓（日滿製粉）淺野（大同セメント）等の巨大資本を筆頭に、日本資本が滿洲經濟建設及産業開發に進出してゐるのである。

而して滿洲國政府は、特殊會社法と相俟つて、滿洲國の産業開發に重大指針ともなり、その基礎ともなる産業統制法を發布したが、同法制定の趣旨は單に各種企業の濫立防止の目的のみに止まらず、

日滿經濟ブロックに立脚し、日滿産業分野の確立（適地適業主義の確立）國內産業の保護助長並に開發を目的とせる統制實施にあり、決して日本資本の進出、日本による企業の新設を全部的に統制せんとするものではないのであるから、今後における日本企業の躍進は大いに期待すべきものがあるといつてよからう。尙ほ昭和十年末現在事業別計畫資本並に事業後年度別計畫資本は左の如くである。

事業別	社數	公稱資本(單位千圓)	總計に對する比
銀行、金融	二五	五一,二九〇	一四・九七
取引所信託	五	三,六〇〇	〇・五九
商業	六一	一五,一三五	二・四八
鐵業	一一	四三,二五〇	七・〇九
鐵鋼機械	一四	一三一,二〇〇	二二・五一
輕金屬	二	一一,〇〇〇	一・五七
化學工業	九	三七,八五〇	六・二〇
製紙バルブ	四	二六,五五〇	四・三五
セメント	六	二一,〇〇〇	三・四四
製糖製粉	六	七,五〇〇	一・二四
酒類、製水	一三	八,八七〇	一・四五
紡織業	七	一〇,〇〇〇	一・六五



項目	公稱資本		拂込資本	
	指 數	指 數	指 數	指 數
農、畜、産産業	七	一一、八〇〇	一・九三	
交通運輸	二五	六三、六二五	一〇・四三	
不動産	一八	一六、〇九〇	二・六五	
電 氣	一四	九四、四八〇	一五・四九	
新聞印刷	六	一、一五三	〇・一九	
娛樂物	四	二九五	〇・〇五	
雜 業	一〇	一四・二一〇	一一・三四	
合 計	二四八	六〇九、八九八	一〇〇・〇〇	
滿洲事變後年度別計畫資本(昭和七年を100とす)				
	公稱資本	指 數	拂込資本	指 數
昭和七年	五七、三三五、〇〇〇	100	二九、五五四、一四〇	100
昭和八年	二四七、〇五三、〇〇〇	四三一	一三八、〇八三、六六〇	四六七
昭和九年	二二九、四〇〇、〇〇〇	四一八	一五五、八〇六、七〇〇	五二七
昭和十年	六六、二二八、〇〇〇	一一五	七六、六五三、〇〇〇	二五九
合 計	六〇九、八九八、〇〇〇		四〇〇、〇九七、五〇〇	

### 第三章 日滿貿易と經濟發展

日滿兩國の貿易通商上の一般關係より滿洲國經濟の發展性を觀察するに、滿洲國建國後の日滿貿易の發展は、實に目覺しいものがあり、日本の對滿貿易は勿論のこと、その反面たる滿洲國の對日貿易は、文字通り躍進の一途を辿り、輸出品、或は輸入品を通じての日滿經濟ブロックが如何に強力化されつゝあるかを一目瞭然たらしめてゐる。先づ大藏省「外國貿易月報」による日本の對滿貿易(關東州を除く)によつてこれを見るに、昭和六年即ち滿洲事變勃發當年の對滿貿易總額は、僅かに五千三百八十一萬二千圓に過ぎざりしものが、建國第一年の翌昭和七年には、一躍二千三百七十萬圓の増加を示し、更に翌年の八年には滿洲國産業建設期の到來、滿洲國産業政策の基礎確定により愈々拍車をかけられ、千萬圓臺より億圓臺に躍進して、實に二億二千九百九十六萬八千圓に達したが、爾後堅實な増加振りを示して、昭和十年、即ち建國第四年度たる康徳二年度にあつては總額三億一千七百四萬八千圓の巨額に達した。これを事變時の昭和六年度に比較すれば實に五・八九倍、即ち六倍弱に垂んとするに至つたのである。

即ち左の如し(單位千圓)



日本の對滿貿易 (關東州を除く)

總額 昭和六年を100とせる指數

年	總額	輸出	輸入
六 年	五三、八二二	一〇〇	一四四
七 年	七七、五二七	一一四	一四七
八 年	二二九、九六八	四二七	五〇四
九 年	二七一、三四五	五〇四	五八九
十 年	三一七、〇四八	五八九	—

而もこの状況を、輸出入別について見れば、對滿輸出額の増加率は輸入額の増加に比し遙かに著しく、昭和六年の輸出額一千八百八十七萬四千圓に對し、昭和十年には一億二千六百萬圓六千圓に上昇して十倍餘の躍進振りを呈し、日本品の滿洲國への流入の如何に素晴らしきものあるかを物語つてゐる。年次別輸出入貿易額は左の如くである。(單位圓)。

年次別輸出入貿易額(日滿貿易)

年	輸 出	輸 入
六 年	一一、八七四	四一、九四八
七 年	二五、九四七	五一、五七〇
八 年	八二、〇七二	一四七、八九六
九 年	一〇七、一五二	一六四、一九三
十 年	一二六、〇四六	一九一、〇〇五

この表に於ては、日本よりの對滿輸出貿易中關東州經由、即ち關東州を一時的足場として滿洲國に輸入されたる貨物は全然除外されてゐる故、更にこれ等關東州中繼の輸出品を合算すれば、輸出貿易の殷盛なる躍進振りは想像に難くなく、日本の對滿貿易の發展は驚くべきものがあるのである。

爾つて滿洲國の外國貿易概況について見るに、對日貿易が如何に順調に上昇線を辿つて居るか、判るのである。

財政部發表の滿洲國貿易統計月報に依れば、滿洲建國以來、對日貿易が全貿易額において首位を占めてゐることは勿論であるが、その地位が益々強化され、總額においても大同元年に四億五千三百二萬一千圓なりしものが、康徳二年には六億七千三百九十六萬六千圓に達し、全貿易額に對する比率も四五・三%より六五・七%に躍進し、滿洲國貿易の大半は對日貿易に盡さるといふ程度にまで日本への依存性を増大しつゝある。即ち左の如く大同二年には五七%と總額の過半を超え、康徳元年には六六・二に達し、康徳二年には約三分の二の大量を占むるに至つてゐる。建國以來の對日貿易總額累年表左の如し(單位千圓)。

對日貿易額

年	對日貿易額	總額に對する百分率
大同元年	四三三、〇二一	四五・三
大同二年	五四九、六四八	五七・〇



康德元年	六二七、二七七	六〇・二
康德二年	六七三、九六六	六五・七

以上の現象は、更に之を輸入貿易に見ると一層甚だしく、日本よりの輸入品は年と共に躍進を告げ、日本商品の滿洲國經濟へ浸透し行く姿を明示してゐる。康德二年度に於ける日本よりの輸入貨物額が、總額の七五・五%を占むるといふことは、最早滿洲國の經濟や滿洲國民の生活は日本品全輸入なくしては考へられず、又發展し得ないのではないかと考へられる程、輸入貿易に於ける日本の地位は強化されてゐる。即ち建國年度に既に總額の五八・二%を占めた日本よりの輸入貨物は翌年には六六・七%に飛躍し、更に康德元年には六八・九%に上り、康德二年には七五・五%に達し、建國年度に比較すれば、一七・三%の増進を示してゐるのである。而してこれを金額で見れば、建國年度より康德二年末迄の四ヶ年間に、實に十四億二百二十四萬餘圓の日本商品が大連港より、或は北鮮三港より、若くは朝鮮經由鐵道により、滿洲國に輸入されたことになるのである。對日輸入貿易累年表左の如し(單位千圓)。

對日輸入貿易累年表

大同元年	一九七、一六〇	總額に對する比率	五八・二
大同二年	三三九、八〇九		六六・七

康德元年	四〇八、六〇一	六八・九
康德二年	四五六、六七四	七五・五

而してこの状況を他の諸外國貿易と比較すれば、全く雲泥の差にして、日本について第二位を占むる中華民國は、大同二年より爾來二位を占めてはゐるが、相對數並に絕對數において減少の一途を辿り、康德二年度においては僅かに總額の五・二%を占むるに過ぎず、米國及び英領印度に至つては、比較にならない程度の劣勢にあることは次表の通りである。

滿洲輸入貿易に於ける各國の地位(百分率による)

	康德二年	順位	康德元年	順位	大同二年	順位	大同元年	順位
日本	七五・五	一	六八・九	一	六六・七	一	五八・二	一
支那	五・二	二	九・七	二	一五・五	二	一八・四	二
米國	四・一	三	五・八	三	五・六	三	五・九	四
英國	三・九	四	四・〇	四	二・九	四	六・一	三
獨逸	二・四	五	二・一	五	二・一	五	〇・二	一一

然らば、斯かる旺盛なる對日輸入貨物は、如何なる商品に於て占められてゐるかといふに、滿洲國の經濟建設に必要な各種の建設材料、日本人の増加發展による日本人向き各種消費貨物、三千萬民衆の生活品ともなる各種衣食品等、萬般に亘つてゐるが、建國より四ヶ年間の金額別による日本よりの主要輸入貨物は左記の如く、綿布類(衣類原料)鐵及鋼(經濟産業建設材料)小麥類(食料品)等であ



る。これ等十四億圓にも上る日本商品が、滿洲國の經濟的發展上、血となり肉となつて、之に貢獻し且つ又日本の地位を躍進強化せしめてゐるのである(單位千圓)。

對日輸入主要貨物金額

	對日輸入主要貨物金額		
	康德二年(十一月迄)	康德元年	大同二年
生綿布	二二、五六二	一四、六三一	一七、七五〇
漂白或染色綿布	二二、九四三	二四、九三六	二六、八六〇
捺染綿布	六、七五九	一〇、五四一	九、六七三
其他綿布	二、七六一	一〇、九七八	三、六四一
綿織糸	五、〇二二	五、〇五四	七、五九八
絹織物	一七、四三三	九、四七一	四、二六二
毛織物	八、八八七	七、六九二	五、七九一
麻袋	三、三六一	四、九四七	三、五五六
機械及工具	二二、〇五四	二一、四六六	七、六四七
鐵及鋼	三九、五八九	四四、五二九	三一、七八九
車輛類	三三、〇一六	二五、六九九	一七、六〇八
小麥類	二九、九七五	二七、一二六	三三、五七一
砂糖	七、六七〇	七、六一二	一〇、一七二
紙	九、七六七	九、一九二	六、二九六
木材	六、一七六	七、六三五	四、一二四
			一、二九〇

尙ほこの輸入貿易に於ける日本の躍進もさることながら、滿洲國よりの輸出貿易に於ける日本の地位も亦益々高まり、日本への依存性を強化しつゝあることは、左の表によつて明確である(單位千圓)。

總額に對する比率

大同元年	二三五、八六一	三八・八
大同二年	二〇九、七四〇	四六・七
康德二年	二一八、六七五	四八・八
康德三年	二一七、二九二	五一・六

### 第四章 工業

滿洲國に於ける經濟建設に就ては、一九三三年三月滿洲國政府の發表せる唯一の系統的經濟建設方針を規定したる「滿洲國經濟建設要綱」に於て「無統制なる資本主義經濟の弊害に鑑みてこれに所要の國家的統制を加へ、資本の効果を活用し、以て國民經濟全體の健全且激進たる達成を圖らむとする」と示され、以て經濟建設の大綱となし、これによつて日滿經濟ブロック確立を期してをり、この實現の過程として(一)國防的若くは公共公益的性質を有する主要事業は公營又は特殊會社を以て經營せしむるを原則とし、(二)この以外の産業及資源等の各般の經濟事項は民間の自由經營に委し、唯だ一に國民の福利を重んじ、その生計を維持するため、生産消費の兩方面に亘り必要なる調節を行はむとす



るものであると記され、結局日滿經濟ブロックの上に立つ國家社會主義的計畫經濟を目的とするもの他にならないと見られる。而してこれが工業方面への適用は「基礎工業及國防工業の確立を圖り、國民經濟を豊富ならしめ、國富を増大せしむるを以て方針」とし、従つて「(イ)金屬工業、機械工業、油脂工業、バルブ工業、曹達工業、酒精工業、炸薬工業、紡績工業、製粉工業、セメント工業、醸造工業、は國內需要に伴ひて所要の統制の下に逐次發達せしめ、(ロ)前記以外のものは差當り自然の發達に委すも將來必要に應じ所要の統制を加ふることあるべく、(ハ)電氣事業に於ては全滿の統一經營を行ひて豊富にして低廉なる電力を供給す」と、第一次統制の限界を表示してをり、別に工業施設として「(イ)工業の健全なる發達を促進し、施設集中の利益を圖るため、奉天、安東、哈爾濱、吉林附近の地方に工業地域を設立し、(ロ)工業品の規格を統一する」と規定してゐる。以上の經濟建設方針に基く滿洲に於ける工業の建設過程を見るに、根本方針の當然の歸結として、統制下に於ける諸企業は皆相當の進展を見せたるも、自由企業に屬する工業は示された統制と自由の區別が極めて原則的なものであり、自由企業の分野が具體的に判明せざりしため、一般投資家の進出を躊躇せしむる原因となり、その發展遅々として統制企業のそれと比す可くもなく、極めて跛行的な現象を呈した。かゝる現象の緩和のため當局は一九三三年十月統制自由兩企業の例示をなし、一九三四年六月には更に「國防と重要な産業、公益事業及一般産業の根本基礎たる産業即ち交通、通信、鑄鋼、輕金屬、金、石

炭、自動車、硫安、曹達等の事業の性質に應じ、時に或程度の行政的統制を加ふることある可きも、大體廣く民間の進出經營を歓迎す」との意味の聲明書を發表して、以て民間の一般投資の誘導に努めたが、かくの如き當局の種々の經濟建設の目標を國家社會主義的計畫經濟の確立たる當然の結果として、統制、自由企業の限界を明確ならしむること困難なるため、自由企業の進出見る可きもの少なく、自由企業と稱するも國內に於ける一切の企業は、滿洲國法人をして經營せしめる原則を適用するが故に、結局企業は會社設立の認可の際に單なる許可以上に、實質的の事業統制を行はれるが如き状態であつて、結果に於て日滿ブロックの圓滿な發達のために、生産に於て、消費に於て、或程度の事業統制のみならず、圓滿なる發展のために、その合併の機運の濃厚なる如き、セメント會社が亂立のため生産過剩に陥りて、現在以上の設立の不許可は勿論のこと、その在來の工場を生産制限を豫定されるが如き、皆この間の事情を物語るものであり、滿洲經濟の建設が計畫經濟を目的とする當然の結果と見られる。然し昭和十一年七月より附屬地行政權の返還を機として實施される可き重要産業統制法の制定によりて、吾人はその効果を統制企業の規定に於けるよりも寧ろ統制法に指定なき自由企業を結果する點に於て、見出し得るものと期待される。蓋し今まで會社設立の際、それが滿洲國法人にて經營される以上、その認可に際し單なる手續上の認可以上に實質的の統制を考慮されてゐた現状にあるが、斯法の施行によりて統制法に規定なき企業は自由企業として、その設立の認可は唯だ設立上の手



續のみに還元する可きであると見られるからである。

次に以上の如き國家方策の下に興りし滿洲國に於ける所謂新興工業が如何にその政策を反映してをり、又從來徹々たりし滿洲に於ける工業が、最近の南滿企業界に於て如何なる地位を占めてゐるかを見るに、事變後に設立を見た所謂新設會社中工業關係會社の占むる地位は、社數に於ては總數二四八社中で七五社にして三〇%を占むるに過ぎないが、資本金額に於ては公稱資本金六〇、九九〇萬圓に對し三四、九四五萬圓を占め、五七%に相當し、拂込資本金に於ては總額四〇、〇一〇萬圓中二四、七六三萬圓にして、六二%の多きを占めてゐる。即ち滿洲に於ける所謂新興企業への投資中六割見當までも工業關係に向けられてゐることを見ることが出來、又一社平均資本金に於て工業以外一般企業の公稱資本百五十萬圓、拂込資本八十八萬圓に對し、工業關係は公稱資本四百六十六萬圓、拂込資本三百三十萬圓を示し、三倍及三倍八分に相當する状態にして、以てその規模の大なるかを察することが出來る。而してこれ等工業關係への投資が如何なる工業に重點を置きたるかを見るに、次表の如くである(單位千圓)。

業種別	社數	公稱資本金	%	拂込資本金	%	一社平均資本金	指數	一社平均資本金	指數
鋼鐵工業	二	五、三〇〇	一〇	三、三〇〇	三	二、六五〇	七	二、三〇〇	三
機械工業	九	五、八〇〇	一一	三、〇〇〇	三	三、三三三	七	三、三三三	七
化學工業	一六	一四、二〇〇	二八	九、六七五	二四	八、九二〇	一六	六、二〇〇	一〇
織物工業	一六	一四、二〇〇	二八	九、六七五	二四	八、九二〇	一六	六、二〇〇	一〇
器具工業	一六	一四、二〇〇	二八	九、六七五	二四	八、九二〇	一六	六、二〇〇	一〇
雜工業	一六	一四、二〇〇	二八	九、六七五	二四	八、九二〇	一六	六、二〇〇	一〇
合計	七五	五九、四〇〇	一〇〇	三三、七六三	五七	四、四九九	一〇〇	三、三〇〇	一〇〇

業種別	社數	公稱資本金	%	拂込資本金	%	一社平均資本金	指數	一社平均資本金	指數
織物工業	六	二、〇〇〇	六	九、六三三	二八	一、六〇〇	七	一、六〇〇	七
食料品工業	一九	一六、五〇〇	二七	一一、六三三	一九	六、一三三	一九	六、一三三	一九
電氣工業	一四	九、四〇〇	一六	七、五三三	一二	六、八二二	二〇	六、八二二	二〇
合計	三九	二七、九〇〇	一〇〇	二八、七九九	一〇〇	七、一三三	一〇〇	七、一三三	一〇〇

即ち鐵鋼機械器具及電氣事業が最も重要な地位にあり、以下化學、織物、窯業、食料品の順序を示してゐる。鐵鋼機械器具工業は總投資資本の約四〇%を占めて第一位にあり、電氣事業これに次ぎ、公稱資本金の二七%、拂込資本金の三七%を占め、この兩者のみにて公稱資本金の六八%、拂込資本金の七七%の多きを占め、斷然他を凌駕してゐる。その他滿化、石油中心の化學工業は約一〇%を占め、バルブを中心とする織維工業、セメント中心の窯業、麥酒、酒類、製粉、製糖中心の食料品工業は各々大筆頭體五一六%を占めてゐる。又一社平均投資に於ては滿洲電業の存在に原因する電氣事業に、製鐵所を中心とする鐵鋼、機械器具、これに次ぎ化學、窯業、織維、食料品の順序にある。以て滿洲工業の建設状態が如何に如實に滿洲國經濟建設方針を反映してゐるかを見ることが出來る。この事實を更に明瞭ならしむるために、以上の工業を所謂統制、自由企業に分けて見るに次表の如くである(單位千圓)。

業種別	社數	%	公稱資本金	%	拂込資本金	%
統制企業	三九	三	二七、九〇〇	七九	二八、七九九	六六
自由企業	三六	八	七、五〇〇	二二	二、三〇〇	二二
合計	七五	一〇〇	三三、七六三	一〇〇	三、三〇〇	一〇〇



即ち社數に於ては統制企業も自由企業も共に大差なきも、資本金に於ては著しき差異を示し、公稱資本金に於ては統制企業の七九%に對し、自由企業は二一%にて約四分の一に過ぎず、拂込資本金に於ては前者の八六%に對し、後者は一四%にして約六分の一に過ぎない。以て如何に統制企業に屬する工業の急速なる進展が行はれつゝあるかを窺ふことが出来る。これによつて、現在の滿洲に於ける工業は、國防的乃至公益的事業たる統制企業に屬する工業を中心として發展の過程を辿りつゝあることが明瞭に把握し得られるのである。

以上の如く滿洲國に於ける工業は、先づ統制下に於けるそれを中心に發展しつゝあるのであるが、更に斯業の發展を期するために工業品規格の統一、工業地區設置經營、工業所有權保護制度等が並行的に計畫完備されつゝある。工業品規格統一については既に日本のそれを踏襲して、日滿經濟プロツク結成への目的に順應し、工業地區の設定については先づ奉天に奉天工業土地股份有限公司の設立（一九三五年三月）があり、着々その事業を進めつゝある。工業所有權保護制度としては商標法は一九三三年十一月制定公布を見、大いにその實を擧げつゝあり、特許權については從來何等の法規もなかつたのを治外法權撤廢の目睫の間に迫つた折柄將來種々の問題惹起を懼れ、遂に一九三六年四月九日特許發明法及意匠法の發布を見て同年六月一日より商標局を特許發明局と改め、之を擴充して正式に施行されることとなつた。かくて工業所有權保護の制度も完備を見て、斯業の發展を助長促進しつゝある。

以上によつて滿洲國經濟建設中の工業界の動向を瞥見し得るであらうが、發展の緒について日尙ほ淺き滿洲の工業には未だ幾多の問題が残されてをり、その中で當面せるものを見るに、經濟建設初期に於て、所謂統制經濟の名の下に工場建設許可を一つの特權視したことによる、採算を度外視した進出は、必然的に今日に至りてその企業採算の再検討を行はねばならぬ時期に到達し、これがため一時的變態的建設景氣の平常化の必要が痛切に感ぜられるに至り、今や對滿投資に對する再批判の聲が相當に高くなつて來てゐる。一般的生産諸條件の定著と事業の圓滿なる進展とが極度に要求されてゐる。前者は治外法權撤廢に由る課税問題、第三次關稅改正の具體化の中心命題として、更に加ふるに其他の一般工業條件の定著有利化を繞りて展開され、後者は根本的再検討とその後に来る可き再編成を中心として企業の採算化による進展を主たる分野としてゐる。従つてこれ等の解決は、當面の要求を解決すると共に、更に將來の滿洲工業界の動向を一應決定的のものとならしめるものである。それ故にこの解決は焦眉の急であり、又その及ぼす影響も甚大なるものと云はねばならぬ。

## 第五章 鹽 業

滿洲國內には地形、氣候共に製鹽事業に適する土地多く、早くから天日製鹽が行はれてゐた。この



方法は天日と風力に依り燃料勢力を節約し得るものなるが故に、生産費が頗る低廉なものである。今各地に所在する鹽田の内、主なるものの面積及生産數量を示すと左の如くである。

鹽田名	面積(町歩)	年産高(昭和十年産)(斤)
鹽田		
營蓋場	五、九六四	二九三、四二八、二一八
復縣場	四、一四六	二六九、〇一六、七一九
莊河場	二、三八二	三三三、八四七、五二〇
錦縣場	六五〇	二七、三三二、〇五二
興綏場	八一四	二八、三三三、〇二六
盤山場	六八七	八、五六八、二九九
計	一四、六四三	六六〇、五一五、八三四

即ち鹽田總面積約一萬四千六百町歩、年生産鹽昭和十年産に於て大約六億六千萬斤、これを地に換算すれば約四十萬噸となる。次にその主なる販路を見るに左の如くである。

官鹽一億三千一百萬斤、商鹽二億一萬萬斤、輸出一億二千五百萬斤、零鹽四百萬斤、漁鹽百八十萬斤、工業鹽六十四萬斤、これに課税さるゝ鹽税は關稅と共に、滿洲國に於ける二大主要財源なることは周知のことである。鹽は食料としては必要なるのみならず、鹽素並にナトリウム化合物の原料として、化學工業上重要な發言を要しなす。

最近日本に於ては化學工業の發達に伴ひ、工業鹽の需要激増し、その數量年百萬噸に達してゐるが、

工業鹽の生産なき日本は、これを悉く外國鹽に仰かねばならぬ現状にあり、一朝有事の際に非常なる危險に當面する虞ある點からして、これが對策を講究することは現時の日本に於ける急務の一つである。

然るに日本の經濟と不可分關係にある滿洲國は、幸にも前述の如く多くの製鹽適地に恵まれてゐるが故に、これが合理的開發を圖り、以て日本に於ける工業鹽の需要に應ぜしむることは國家として緊要事である。この見地に基き數年前より滿鐵を中心とする官民間に於て、滿洲製鹽業の合理的開發について調査研究をなしたる結果、一九三六年四月遂に滿洲鹽業株式會社法が發布され、次で特殊會社、滿洲鹽業株式會社の設立を見るに至つたのである。

この會社の概要を見るに、その設立趣意書には、「我が滿洲國は製鹽業に關する資源豊富なるに拘らず、これが合理的開發を圖るべき有力なる機關を缺き、近時急激に増加しつゝある内外の需要に追隨すること能はず、これを遺憾とし官民間に於て策を練ること茲に數年、遂に日滿合辦による特殊會社をして、その衝に當らしむるを以て最有効適切なるを認め、茲に特別法に基き滿洲鹽業株式會社を設立せむとす。爾て隣邦日本の斯業に關する需給狀況を觀るに國內資源乏しく、而もこれが需要は化學工業の進展に伴ひ漸増の傾向にあるを以て、本會社設立の曉は友邦日本に對し貢獻するところ多大なるものあるべく、益々日滿經濟の不可分關係を緊密ならしむるものと信ず、これ本會社を設立する所



以なり」とある。

次にその事業の内容は

- (イ) 滿洲國復縣下に約三千六百町歩の鹽田を開設する外に政府の命を受け既設の改良指導に當る。
- (ロ) 本會社は滿洲に於ける餘剩鹽を獨占的に拂下を受くるものとす。
- (ハ) 右に依り一箇年二十六萬六千噸の原鹽を得。
- (ニ) 製鹽の品質向上を圖るため適當なる地點を選定し加工工場を建設す。
- (ホ) 本店を新京に置く。
- (ヘ) 出資者は左の如し。

滿洲國及び滿鐵、大日本鹽業、旭硝子、徳山曹達、東洋拓殖、滿洲化學工業、曹達漂白粉同業加盟五社(晒粉販賣會社、化學鹽業、程ヶ谷曹達、昭和曹達)の各會社

## 第六章 畜 産

滿洲國の畜産政策の目標は、軍用資源の充實と農民經濟福祉の増進とにあるのであるが、統制上よりいふ時は日滿相互の軍事的經濟的觀點より決定されなければならず、又日滿支經濟ブロックの完成が企圖されなければならぬ。而してこれを達成する手段として資源の増殖助長と、その資質の改良に

よる生産力及利用價値の増加が考慮されるのである。

軍用資源として、最も重要な意義を有するものは馬及羊である。馬は軍用役馬の生産、羊は軍絨羊毛の産出、牛豚につきては食肉の供給、農家經濟の向上に資せんことを目標とし、共に日本資源の不足を補足するの意味に於て、決定的な重要性をもつてゐるものである。

政策遂行の機關としては、實業部農政司及農政部勸業司に各々畜産科が設けられ、馬事につきては、これ等と全く切り離して軍政部に馬政局を設けてこれをして專管せしめ、これらの三機關の聯携により畜産行政が行はれ、尙別途の立場に於て滿鐵農務課、鐵路總局附屬産業課により、各々その鐵道の産業行政的使命に立脚した畜産施設が行はれてゐる。

現在滿洲國が、建國日尚淺くその施設は却つて滿鐵及鐵路總局によりて行はれつゝあるものゝ方が大規模であり、又古くより行はれてゐるだけに一層充實もしてゐるので、著しく跛行的な狀況を呈してゐるが、これ等は當然近き將來に於て各々その事業的分野が決定され、凡てが滿洲國の劃一的方針の下に統制されなければならぬものである。只從來凡て滿鐵會社により行はれつゝあつた惰性と、鐵道政策上滿洲國施設の充實のみを待望してゐる餘裕なき現情の下にあるが故に、右の如き跛行的狀態も現在に於ては已むを得ざるものであると共に、一面政府施設の側面的援助ともなり得るので、未だその儘に放任されてゐるが、かくの如く畜産事業が滿洲國に於て、實業部、馬政局及農政部と三部局



に分たれ、尙それ以外に滿鐵及鐵路總局があるといふやうに、各種の機關に各種の施設が行はれ、種々異つた方針の下に不統一なる取扱の下にあるといふことは、兎角相互間に矛盾や重複の弊が生ずるが故に近き將來に於いて必ず是正せられなければならぬ機構上の重大な缺陷だと云はねばならぬ。

昭和十一年度に於けるこれ等三政府機關の畜産關係事業豫算は、實業部四十萬圓、蒙政部二十四萬圓、馬政局百八十萬圓内外であつて、馬政局豫算が著しく大きく、實業部、蒙政部を加へた額の三倍近くに上つてゐるが、これは同局が賽馬事業を經營し、その收支を經費とせるを以てであつて、その事業計畫並に豫算の分配上著しく不均衡な状態を示してゐる。

次に滿鐵及鐵路總局によるものは、總局約三十五萬圓、滿鐵約六十五萬圓で、總局は各種畜場に二十餘萬圓、沿線産業助成を目的とする家畜預託その他に要する種羊購入費八萬餘圓、滿鐵は獸疫研究所費二十五萬圓、種畜場費二十萬圓、試験場費十五萬圓がその主なるものである。

改良事業は現在實施されつゝあるものは、馬、羊及豚であつて、馬は四、五年後に於て體高一米四五を標準とし、體幅これに伴ふ小格軀馬少くとも二百萬頭を得ることを目標とし、アラブ、アングロアラブ、アングロノルマン種等を以てする雜種改良によりその目的を達すべく、種畜の増殖及育成、配付、貸付等が行はれ、羊は三十五ヶ年後に於て、約千五百萬頭の改良種羊を常在せしめ、軍統羊毛類約一億萬封度を生産せしむることを目標とし、曩に滿鐵に於てメリノ種の貴化雜種法に由りメリ

ノ一型羊毛を生産し得る固定雜種の作成に成功したる結果に基き、實業部、蒙政部、滿鐵及總局等による改良事業が實施されつゝある。

輒近日本に於ける雜種々系太番手羊毛の軍用的工業的需要の増加及濠州産雜種の飼育成績の良好なることから、滿洲に於けるその生産が必要視され、コリデル種による在米種毛質、肉質その他飼育に關する改良試験が滿鐵に於て開始されてゐるが、この種による改良事業も早晚滿洲國に於て開始されて來ることを豫想され得る。

牛豚は各その資質の改良及頭數の増加により、日滿食肉の供給並に農家經濟の向上を目的とし、牛は短角種による改良試験が滿鐵により目下行はれつゝあるが、豚はバークシア種により改良事業が早くより滿鐵及關東廳により實行され、既に關東州は全く雜種化し、南滿洲鐵道沿線も急激な速度を以て雜種化されつゝあり、現時各機關に於て盛にその普及増殖が講ぜらつゝあるを以て、滿洲國に於ける豚の資質も今後十年ならずして全く一變すべく、肉質及び肉量につきて生産收益の上に著しい改善が期待されてゐる。

これ等改良事業と並行して必ず考へられねばならぬ問題は資源の増殖であるにも拘らず、實情は却つて甚しき資源の減少を來たしてゐることである。すなはち康徳二年度の實業部統計によると事變前に比し牛は五割、馬は三割、羊は二十割を減少し、豚のみが略ぼ同數を維持してゐるに過ぎない状態



である。かくて事變の消極的影響が不幸にも現實的問題として現はれ來り、最近各地に於て役畜及び肉畜の供給難が叫ばれ、牲畜價格は三―五割以上の騰貴を告げ、奉天、哈爾濱等に於ける肉價は昨年度に比し、既に三―四割の昂騰を來し、濱江省、吉林省は僅か七―八千頭の所要役畜を馬政局及實業部の多大の努力を以てしても遂に國內に於て購入することの不可能なるが如き異常な状態にさへある。これが今後の滿洲國産業に及ぼす影響は頗る重大であつて、畜産工作上何を措いても考へなければならぬ喫緊の問題である。

これがためには當面の應急策として、蒙旗地方生産家畜の出廻りの促進、北支朝鮮等の資源の輸入が必要である。國內に於ける牲畜の不足は、最近實業部の聲明するところによれば、牛馬の輸入は約三十萬頭と稱せられてゐるが、察綏蒙地より北支へ移入される牛馬は毎年七、八萬頭に達するものと思はれ、これ等は蒙旗地方に對する適當なる貿易施設により、大半は容易に滿洲方面に吸収され得るものと信ぜられる。同時に根本的對策として防疫の徹底及牧野の設定保護、飼育技術の指導改善等による生産の増加策が一層促進されねばならぬ。防疫事業については數年間連續する獸疫の慘害に滿洲國當局は只その對策にのみ奔命し、根本的な防疫策は未だ殆んど講ぜられてゐない有様であるが、それこそ滿洲國當局が今後その對策を充分に考究し、急速にその實效をあげねばならぬ緊要事だと思はれる。

牧野の設定保護も亦今後の重大問題であつて、畜産を知らない支那農民の蒙地への進出と共に、漸次豐饒なる畜産地帯が農地化され、畜産的に忽ちの中に荒廢されて行くのは、滿洲に於ても北支に於ても古來より連續一貫せる現象であつて、漢蒙兩民族間の民族的闘争も、兩者の生活機關のこの對立關係に起因するものであつて、蒙民に農耕その他勞工に對する理解と認識を高めしめると共に、又漢農に對し畜産上の知識を注入して、共にその經營を多角化せしめる様に指導することが、特に必要である。これがためには國內、殊に漢蒙雜居地帯に官有、共有牧野を設定し、漢民の畜産事業經營を便にし、畜産地帯の農耕化を防止することにより、その荒廢を免れしめ、進んでは放牧頭數を調査してその統制を計り、牧野の保護、生産力の増進を計ることは、兩民族の和合上から見ても農業經營の改善、畜産事業の振興上から見ても、最も根本的且つ恒久的なる解決策であらう。

## 第七章 農業

北滿農業の開発計畫としては一方に於て農産物の生産増加を計り他方に於てこれを消費する需要地を見出さんとするにある。

北滿農産物の増産計畫としては第一に優良種子の配布を擧げなければならぬ。優良種子と云へば從來多大に生産されつゝある大豆及び小麥につき改良事業を行ひ北滿に適する多收にして品質優良な



る種子のことで既に北滿に出廻りつゝある商品よりも品質優秀なる商品に轉換せしめんとするものである。

第二には土地改良で従來の耕作地は開拓したまゝの農耕地にしてこれに對し少しも科學的工作が加へられてゐない。既地既耕地は南滿に比し土壤水分が多く且つ土壤に二要素成分間にその平衡を失し、農耕に對し極めて不良なる状態を呈してゐる、だからこれ等農耕地に對し排水の工事を施す時は少くとも一割内外の生産を増加し且つ従來出廻つて來る農産物の品質を更に向上することが出来る見込充分である。

第三には病蟲害の驅除豫防である。北滿小麥の致命的障害の一作は銹病の被害の甚だしい事である。特に寒冷多濕で七月の時期に遭遇する時には殆んど全部の小麥、燕麥等はこの被害を受け甚だしきに至つては收穫が皆無となる場合さへもあることである。

以上の三大障害を克服し北滿を立派な農耕地となし品質優秀な農産物を生産せしめることは滿洲國農業建設上の根本的重要問題である。

北滿に於ける大豆の作付面積は總作付面積に對し三四パーセントを占めてゐる。然るに大豆は三年輪作をなすこと最も適當なるを以て、その占むる面積、割合は三二パーセントを最高限度とすべきであるから、この點から見れば現在の大豆作付面積はすでに可求の最高限に達してゐる如くである。然



れども北滿には可耕地同一、三六〇五町歩を有し、この内約一割即ち一三六萬町歩を今後十ヶ年間に開墾する事比較的容易なる事業にしてこの面積に對し大豆の含むべき比率を二〇パーセントとすれば二七萬町歩は新に大豆作付面積となし得る筈である。舊省制の吉黒兩省の従來作付面積三一三萬町歩であるから、之に右の新耕地面積の二七萬町歩を加へ、合計三四〇萬町歩となり、面積増加及優良種子の配布に依る増産見込高について考ふるに、前述せし計畫面積三四〇萬町歩の全部に優良品種を配布して在來品種を更新せる場合既耕地は反當收量に於て二割五分即ち二斗の増收として三一三萬町歩、二六萬石の増産となり、新耕地に於ては反當收量八斗(既耕地従來の反當に等し)と見做せば、二七萬町歩二一六萬石の産額として、合計八四二萬石の増産となる譯である。

従來吉黒兩省の生産高は二、五〇〇萬石となるを以て此の増産石高は三四パーセントに當り、總生産高は三、三四二萬石となり、奉天省を加へた滿洲全國生産高三、三〇〇萬石に比して一〇一パーセントに相當する。

吉黒兩省、既耕地内の大豆作付面積は増加せしめずとするも之を縣別に考ふれば、規定比率三三パーセントを超過して、大豆偏重に傾き居り、今後規定比率に迄減反すべき縣と未だ大豆の作付は反別少くして今後規定比率に迄増反を計り得べき縣との別がある。今此等兩者を圖示すると次の如くである。優良種子を國營にて生産す反別はその經費に堪へざるを以て、國營原種甫を營業者との中に各村を



單位とせる採種組合の生産量の半額を翌年度播種用に充つる様に監督し、残りの半額に對して自由處分を許すことによつて採種組合事業を奨励する筈である。

年度別	採種面積	生産高			次年播種計畫面積
		種子用	販賣用	計	
第一	10,000	10,000	10,000	20,000	10,000
二	20,000	20,000	20,000	40,000	20,000
三	30,000	30,000	30,000	60,000	30,000
四	40,000	40,000	40,000	80,000	40,000
五	50,000	50,000	50,000	100,000	50,000
六	60,000	60,000	60,000	120,000	60,000
七	70,000	70,000	70,000	140,000	70,000
八	80,000	80,000	80,000	160,000	80,000
九	90,000	90,000	90,000	180,000	90,000

備考 播種量反當六升、生産量反當一石とす

### 第八章 通貨と金融

滿洲國經濟建設の基礎段階に於ける、通貨問題、建設資金問題、日本資本の導入問題に關しては今日まで各種方面に於て既に充分論及されたかの感がある。而して滿洲國通貨の整理統一は一九三五年

末中央銀行、朝鮮銀行間にその業務上の協定が成立し、日本側銀行の滿洲國內に於ける國幣使用に關する駐滿大使の命令の實施せられて以來、朝鮮銀行券の撤收が急速に實現せられるに至つた。かくして通貨の整理統一問題はその後鈔票の流通禁止の問題の解決を以て關東州に於ける國幣の一元的流通問題のみを残して殆んどその最終段階に入り通貨の統一的流通に關しては次に述べる國幣價值安定確保を前提とするならば最早論議の餘地を残さないほどとなつた次第である。本問題に關する限り一九三六年初頭以來極めて順調なる統一過程を辿りつゝあり、從つて特に論議すべき點も少ないほどである。

次に國幣價值の問題に關しては、一九三五年十一月四日、日本政府のモラル、サポート的宣言とこれに應答した滿洲國政府の聲明により、國幣對日本圓の等價維持が宣明せられ、一應表面的には解決され、その後國幣價值の安定が確保せられたかの如くであつた。しかし勿論日本政府の宣言は國幣價值維持に對して絶對支持を確保したのではなく、何處までもモラル、サポートであり、最後のには自力に依る滿洲國の國幣價值の維持を確保すべきものであつた。かうした消極的支援宣言が國幣日本圓の等價維持の將來に對して幾分の危懼を懐かしめ、クレヂット設定による實質的補強工作の必要を感ぜしめる點も残されてゐた。殊にかゝる主張の發生は一九三五年春以來の日本財界に於ける對滿投資の不活潑にも基因するのである。即ち高橋財政の歳出膨脹抑制方針の堅持が、必然的に財界の對滿投資警戒心理を激成するに到り、更にその餘波が直に滿洲關係證券の日本市場に於ける消化を停



順せしめたからである。同時に投資対象の収益性に對する不安、就中、投資の大宗たる滿鐵の滿洲國々有鐵道新設の引受に伴ふ經營内容の健全性に對する疑念がその主要原因をなしたことも事實である。かくの如き情勢から日本の國幣價值維持支援に多くの期待をかけ得なかつたのは當然である。同時に國幣價值の支柱が必要であつたことは當然である。然し昨年中この問題は大した具體的な進展を見なかつたといへ、國內に於ける國幣の統一的流通と日本のかつての援助的宣言により國幣の對内信用の動搖を來すことはなかつた。同時にそれには滿洲國の健全財政方針の堅持によつて滿洲國の國幣貸借が極端に悪化する惧れがなかつたことも、亦與つて力あつたものと云はなければならぬ。

かくの如く滿洲通貨問題は二つの部面に於て大體順調なる過程を辿つた。勿論各個の問題が全面的に解決したと見ることは出來ないが、滿洲通貨の根本的基礎工作は大體完成したものと斷定してよいであらう。

次に日本資本の導入問題即ち滿洲國經濟開發の必須要件たる産業資本の獲得が日本金融市場に依存することはいふまでもない。而して日本金融市場の實勢がその供給を制約することも當然であり、一九三六年初頭に於ける實情に關しては前にも述べたが、高橋財政が國家財政基礎の惡化により多くの考慮を拂ひ、財界安定に重點を置き、從つて財界に對する壓迫材料を可及的に拒否するの方針に出た。殊に金利水準の安定政策は人爲的なより一層の低金利強行を必要とする赤字公債の増發政策と衝突す

る、更に再生産過程に入り得ない對滿投下資本の如きは出來るだけ縮減すべく餘儀なくされた。

以上の如き日本政府の殊に高橋財政謳歌の日本財界の一般狀勢が二・二六事件勃發を契機として急旋回したのは言ふまでもない、即ち廣田内閣成立の経緯から高橋財政政策の修正は必至であり、殊に大陸政策の積極化は當然の歸趨であるといへる。而して日本の大陸政策の積極的遂行に伴ふ歲出の膨脹が、ある程度まで不可避な要求であるといふ重點から決定され、これが財源としては赤字公債の増發も亦已むを得ぬ。從つて低金利施行と増稅積極化が具體策として選ばれたことは當然である。

果して、その政策が實行に移され、先づ米券借款條件に對する日歩五毛方の低下、これは一般市場に於ける米券條件不變の豫想を明らかに裏切つて強行されたものである。同時に赤字公債の條件も亦訂正され〇・〇五%の引下げを斷行し、更に日銀の割引歩合の低下、勸業銀行の一般貸付利率の全面的引下が次々に實現された。

かくの如き積極的低金利の進行が何等の障礙もなく、赤字公債の増發を助け、從つて亦大陸政策の繼續的積極性を助成することが出來るであらうか？政府信用の再膨脹が、民間投資餘力の再擴大といふ循環定式を繰返へすと考へても、低金利に對する他の方面からの壓力の發生は免れまい。例へば金利取得階級の反對作用が即ちこれら階級の社會的勢力が、現在の政治の實際に對して影響を與へる結果結局低金利政策に對して一定の限度を與へ、政府の政策をしてこれ等の階級の要求と妥協せざるを



得ざらしめるであらう、現に馬場財政の如きもその當初に於ける幾多の積極的聲明を漸次軟化して、高橋財政に對する當初の急激なる修正意見を訂正せざるを得ざらしめた如きである。

かくて一時異常なる昂奮を以て期待された滿洲經濟開發資金導入の可能性は、日本財界の不透明を反映し、茲に見送り氣分濃厚となつた。その例證として滿鐵社債の條件据置の問題があつたのは周知の如くである。

然しながら、一面日本政府の低金利政策は日本銀行の市場統制力を通じて、内地銀行の全面的利下げを促進した。この餘映として在滿日本側銀行の金利引下げが實現され、朝鮮銀行と業務協定によつて結ばれた。關係から滿洲國中央銀行の利下げも又必至とされた。然しながら滿洲の經濟的實情から見て、果して日本並の金利引下げが妥當か否かは疑問であり、殊に國幣の日本圓等價維持を契機として昨年一月より定期預金を六分より一舉に四分五厘に低下した直後であり、早急なる利下げの當否は俄かに斷じ難い事情にあつた。然るに最近遂に再び三厘の引下が實施された。この間の事情に就き、更に滿洲金利水準の低下に關し、新しき問題が生ずるであらう。

今若し日本に於て、積極的赤字財政が強行され、悪性インフレが顯現し、圓價の低落を見る場合には、金圓にリンクする滿洲國幣をその儘に放置すべきであらうか、これらの問題も亦今後における日本經濟の推移と共に、發生し得べきものであらう。

## 第九章 貿易と關稅

滿洲國の貿易は大體に於て順調な發展の一路を辿つてゐると云へるであらう。滿洲國が輸出超過を維持し得た事變前に於ては、輸出品の大宗が特産三品を以て代表され、これ以外にはなかつたと言ふも過言ではない。昭和七年滿洲國の成立と共に政治的にも、軍事的にも將又經濟的にも滿洲國は完全なる獨立國として、一本立ちが出来るやうに、日滿相互の共助精神に基き國內の諸工作が開始され、一方農作の改良増産工作が研究施設せらるゝと共に、他方適地適應主義に則り、工業の振興、林業の統制等に凡ゆる經濟工作が、日本の資本と技術及建設材料の輸入とに相俟つて着々と實行に移され、日本の對滿投資額は事變以來九億圓を突破するに及びこの間に於ける滿洲國の對日入超が五億七千萬に達し、これ等の巨額に上る投資は大部分不生産的な鐵道建設材料で、早急な貿易改善の資たり得ざるものではあつたが、間接的には滿洲國の經濟的基礎の健全化に役立ち、これは延ひては滿洲國の對外貿易の強固なる基礎たり得る性質をもつものであつた。

滿洲國の貿易は、従前より農産品の輸出が生命であつて、この特質は今以て變化するものではないが、それ故に好況不況に依る影響を著しく反映し、豊凶の齎らす影響も亦尠少ではなかつた。この弱點をもつ滿洲國の貿易は、その輸出品の競争品が他に存在し得ない場合及代替品が存在しない場合は、



未だ危険に曝されてはゐないといへるが、然らざる場合の苦衷は喻へやうもなく大きいのである。又特産物の値下りに際し、凶作の場合或は昨年度の如き水災發生の場合に於てはこの危険が大である。單一商品の強味は大量生産に基く、價格の安價なるにあるが、最近は動もすればこの強味さへも失はれ、或は脅やかされ勝ちである。かくの如く滿洲貿易が特産物を主とする少數商品を基礎とする弱點を有する際に、日滿兩國の相互的協調により、滿洲國の經濟工作が進められ、工業の發展、鐵道網の完成、耕作方法の改善等により、前記の弱點の補強的役割を強化しつゝあるは兩國のために慶賀すべき事實である。

事變後の滿洲國貿易の數字上の飛躍的發展が、日本の對滿投資を媒介とするは上層的飛躍の實相である、それ故にその跛行性を唱へられ貿易の構成態様の薄弱性が、一般的に是認せられたのは當然であらねばならぬ。而して間接にこれの齎らした効果は全くなしとは言ひ得ない。即ち建設せられたる諸工作の確立と共に生産手段の輸入が、消費資料需要にまで進み滿洲國の輸入品中、從來に見ない程度の商品の消費財の輸入増加を示した事實は、これ又數字に明かに現れたところである。たゞ問題とすべきは、滿洲の主要構成部分たる農民層の需要が、果して豫期の如き増加を見たか否かであるが、遺憾ながらこの點に關しては否定せざるを得ないのである。然らば滿洲の貿易は發展せりと斷定し得ない結論になるが、依然實質の伴はない外形の下にあるのは否むことは出来ない。従つて滿洲國の貿

易が對日依存を強め、日滿ブロックの形態の鞏固さが示現せる反面の基底的部分、換言すれば滿洲農民と日本國民の緊密度に何等かの齟齬がありはしないだらうか。それは滿洲國農産物の對日輸出増加が今少し希望されつゝあるにも拘らず相變らず停滯を餘儀なくされてゐることである。これは日本農作の多角經營との衝突が原因である如く推察されるが、農産物の對外輸出不振を嘆ちつゝある滿洲にとつては依然囑望さるべき方面の一つであるは疑なきところである。

次に貿易改善の手段としての關稅問題は、建國以來過去の排日關稅の是正、稅率體系の整備と共に研究論議され、既に第一次及第二次の改正が斷行され、更に第三次の根本的改正が検討されつゝあることは、日滿關係者の注目の的となつてゐる。滿洲國の貿易の七割が日本を以て占めらるゝ現状に於ては、稅率の低下は直に日滿相互の利益を意味し、體采の整備その他萬般に互る改正は日滿兩國共同の福祉である。それ故に滿洲國の稅率改正は比較的容易に行はるべき性質のものなるにも拘らず、今まで期待さるゝ改正の斷行されざるは、關稅收入が抑々財政收入の半を占める滿洲國の特殊事情に依據するからである。従つて來る第三次關稅改正實現の曉と雖も、その稅率は日本の貿易業者の望む如き内容のものであるか否かは大いなる疑問だと云はねばならぬ。

日滿關稅協定が如上の主旨を織込む唯一の方途としては、重要貿易商品のみ就ての互惠的な關稅協定こそ先づ取るべき方策であつた。これ廣田内閣に於ける政綱の一つとして關稅協定の項が擧げら



れてゐた所以である。

元來互惠關稅協定の世上に喧傳せられたのは、滿洲國建國以來の事實であつて、希望せられたその主旨の一部は第一次第二次關稅改正によりて實現せられたところであるが、日滿相互の恒久的繁榮をより一層徹底化するためには、兩國の特殊關係より觀察してもその完全なる實現の一日も早からんことは望まじき事である。

滿洲國の建國以來の對外交渉中重大なる事項は、昨年の北鐵讓渡と今次の滿獨通商協定である。滿洲國を質實的に承認した獨逸との通商協定は、滿洲國貿易上に於ける劃期的事項たるに止らず、將來の貿易政策の方向を指示するものたるを失はない。從來半植民地支那の一領域として列國の支配的勢力下に不利なる貿易を餘儀なくされてゐた滿洲が、一獨立國として堂々と列強の間に處して、その通商政策を結び得たる事實は、その相手國が獨逸である點に於て今回我が日獨防共協定の成立と共に誠に意義深く、その前途の祝福すべきものあるを思はしむるものと云はなければならぬ。

## 第十章 交 通

### 一 鐵道運賃改正問題

昭和十一年二月一日より實施された社國線(滿鐵社線及鐵路總局線)の運賃改正は、黎明期の滿洲に

一大曙光を與へ、その反映するところは直に滿洲經濟界の現状並に將來に、且つ又日滿經濟ブロックの確立強化に重大な影響を及ぼすものである。鐵道が新興國の經濟建設に重要な役割を演ずることは自明のことである。

この意味に於て今般の運賃改正が、幾多の犠牲的精神を以て、從來の歴史的慣習を打破し、年額約五百六十萬圓の減收を豫想し、尙且つ敢て新運賃の斷行を決定するに至りしは、一は新興滿洲國の新たな諸情勢に即せしめ、一は鐵道本來の使命たる産業開發、文化促進に寄與せんとする重大なる任務の發揚に外ならず、而も全滿鐵道の一元的綜合經營への途上に在る社國線が、各々舊制度の運賃を持續することは、この統制ある經營に相反するのみならず、又その使命を全うするものにもあらず、即ち滿鐵は大正八年十一月世界大戰直後と制定せられたる基本方針を堅持し、總局は創立當時舊東北交通委員會に所屬せしめ、各鐵路局の諸制度を、四地帶制より三地帶制に改めたるものを以て今日に及んだのであるが、滿洲國建國以來の目的たる鐵道經營形態の合理化の速成される以上、その運賃統制の合理化も亦必須の條件であらねばならぬ。

斯る新事態のもとに計劃された運賃及料金規則、等級表、料金率の基礎機構が社國線を通じて同一化され、以つて一般荷主への便宜を計り、且つ取扱上の簡易化をも考慮して、茲に民福の伸暢に寄與することゝなつたが、たゞ本改正に於て社國線を通じたる單一基本賃率の制定迄には到達するに至ら



なかつた。左に改正要項の主要點を摘録してみよう。

(一)貨物運賃料金規則並に貨物等級は、社線各別にその趣を異にしてゐたが、これを統一して一般荷主の不便を一掃することとなつた。即ち貨物運賃料金規則を兩線共通のものとして是正し、且つ貨物等級も運賃負擔の衡平を期するため六等級制(從來滿鐵は四等級制、總局は六等制)に改訂され、以て基礎率の合理化並にその機構の統一を圖つた。

(二)從來國線が採用してゐた距離比例法を廢して、新に遠距離遞減法を適用し、又社線は從來の遠距離遞減率を増大し奥地開發の促進と一般産業の助成とに貢獻す可く、長距離輸送貨物に對し、特に運賃負擔の輕減を與へた。これ即ち滿洲國が海岸線に乏しく、海港が地理的に偏在せるため、長途輸送の不利を援助する意味に於て特に本法を實施した理由である。

(三)社線に適用された海港發着特定運賃(大連)、營口、安東は依然從來の均衡關係を妥當となし、これが存置を認めることとなつた。

以上の各項に依り改正された新運賃と舊運賃とを比較すれば次の如くである。

南滿發海港向特產物新舊運賃比較表(一車扱一噸ニ付)

發着	新運賃		舊運賃		低減額
	大連	營口	大連	營口	
新發	一三・二二	一一・五七	一三・七四	一三・〇七	〇・五一
營安	一一・五七	一一・〇六	一一・五七	一一・〇六	〇・五一

奉天發營口著のみは近距離なるため十七錢の増額となる

發着	新運賃		舊運賃		低減額
	大連	營口	大連	營口	
四平街	一〇・九一	一〇・二四	一〇・九一	一〇・三二	〇・〇八
大營	九・七一	六・八二	九・七九	六・八四	〇・〇八
大營	六・八二	六・一五	六・八四	六・一七	〇・〇二
大營	五・三三	五・一六	五・三三	五・一六	〇・一七

(四)國線に於ては海倫、齊々哈爾、王爺廟、富拉爾基以遠の各驛と大虎山、奉天、圖們、上三峯以南の海港近接地各驛間發着の一般貨物に對し「奥地開發特定運賃」を新設し、以て北滿未開の地を開拓せしむ可く企圖してゐる。左表は舊運賃との比較を參考までに表示する。

北滿發海港向特產物新舊運賃比較表(一車扱一噸ニ付)

發着	大連埠頭			北鮮三港		
	舊運賃	新運賃	低減額	舊運賃	新運賃	低減額
哈爾濱	二二・一六	二〇・九六	一・二〇	二〇・九二	二〇・二四	〇・六八
海倫	三〇・一七	二七・〇〇	三・一七	二八・八四	二四・七九	四・〇五
北安	三一・九三	二八・三〇	三・六三	三二・五五	二六・〇九	六・四六
黑河	四二・九三	三〇・七二	一二・二一	四三・五五	二八・五一	一五・〇四
齊哈爾	二六・七一	二七・一九	高〇・四八	三二・四九	二六・九三	五・五六
滿洲里	五〇・八八	三二・四六	一八・四二	五四・四〇	三一・五六	二二・八四



牡丹江 三四・九三 三〇・三三 四・六一 一一・六四 一一・五九 一・〇五

(註) 齊々哈爾のみは四十八錢高となるため目下研究中

(五) 國線は發著手数料を運賃外に別途徴收してゐたが、社線同様これを運賃中に包含計上し、從來の不便を除去することとなつた。

(六) 舊特定特約運賃は本改正に依り、その存在を認めざるものはこれを廢止し、尙必要あるものはこれが是正に力めてゐる。

(七) 各種料金、例へば代金引換手数料、證明手数料、貨車留置料、貨物留置料、附添料等々に関しては荷主へのサービス増進のため、從來より全面的に相當な低減を斷行し、且つこれが計算方法も簡易に改め以て料金の合理化を圖つた。

(八) その他一車扱最低運賃、割増運賃、高價品運賃(國線)、容積換算率(國線)等の改正並に等級適用法に依る合理化、中間扱の新設(社線)等々幾多の便益と低減とを以て一般荷主のために考慮されてゐる。

以上の如き新運賃の發表を見たが、この結論に到達するまでには種々の障礙を解決し、複雑化せる現行運賃の統制に多大な苦心の跡が窺はれる。而も鐵道本來の使命を完ふし、全滿産業政策の大綱に順應すると共に、對滿投資の誘發に副ふためには滿鐵全體の業績を擧げ、就中鐵道收入の著しき減少

を來たすが如きことも許されず、且つ海港操作(大連、營口、安東、羅津、壺盧島)の重要性も認めねばならぬ。かゝる多岐多様に亘る運賃政策が如何に複雑且つ困難であつたかは想像に餘りありで、これを以てしても尙完全無缺の理想的賃率を立案することは、先づ不可能と見るべきであらう。これに對し單に一方的利害關係のみを念頭に置き、有利な地位に置かれた地方は黙して語らず、不利な立場に置かれた地帯は、それがたとへ謂ふに足らざる僅少の影響にもせよ、一應は大聲誇稱して抗議を申込みたくなるのは人間本來の通有性であらうが、友邦滿洲國に對する我國家的責任と開拓鐵道の使命遂行との二大目的のもとに立脚されたることを理解せば、地方的少部分の犠牲も亦大勢に順應せなければならぬであらう。

要は滿洲國の健全なる發達に伴ふ經濟建設の確立と日滿經濟ブロックの強化とを以て今後の日滿貿易の振興を助長することこそ眞の使命ではなからうか。

## 二 國有鐵道の加速度的伸長

輝しき將來を期待されつゝ、滿洲國國有鐵道經營の重責を帯びて創立せられたる鐵路總局が、その當初に於て保有せし約二、九六九軒の鐵道線路は、今や五一、三〇軒に達し、更に一九三五年三月接收を完了し、これが經營も引受けた北滿鐵道の一、七二八軒と、目下假營業中の六七八軒とを合算する



時、轉た隔世の感なきを得ない。とにかく國線の伸長力は、健全なる歩みを進めつゝ、滿洲鐵道建設史上にその功績を刻印し、蜿蜒七、五三六杆に亘る大動脈をその支配下に存置するに至つたのである。左に表示せる新線建設一覽表はこの事實を明白に裏書するものである。

新線建設一覽表(昭和十一年六月末現在)

建設線名	杆程	區	間	着工年月日	營業開始年月日	備考
泰克線	四六・四 <sup>杆</sup>	泰安	克山	七・六・一五	八・二・一	現在は齊北線に編入されその一部に當る
海納線	一六二・二	海倫	克山	七・六・一	八・二・一	現在は齊北・齊北兩線に編入されその一部に當る
拉訥線	三八・三	拉哈	訥河	八・三・一七	八・二・一	現在は訥河線に編入されその一部に當る
教國線	一八九・九	教化	國門	七・五・二二	八・九・一	現在は京圖線に編入されその一部に當る
朝開線	六二・四	朝陽川	上三峯	七・一・二六	九・四・一	現在は朝開線と稱す
拉濱線	二七一・七	拉法	濱江	七・六・二五	九・九・一	現在は拉濱線と稱す
坂凌線	一五六・八	金嶺寺	凌源	八・四・一五	九・二・一	現在は錦承線に編入されその一部に當る
凌承線	八七・二	凌源	承德	八・一・一	一〇・一・一	現在は錦承線に編入されその一部に當る
國寧線	九四・四	平泉	承德	八・一・一	一〇・一・一	現在は平泉・承德間に假營業中
寧佳線	二四八・七	國門	佳木斯	八・六・一五	一〇・七・一	現在は國佳線に編入されその一部に當る
寧密線	三三三・〇	牡丹江	佳木斯	九・三・二二	一一・一・一五	本線又竣工の上は國佳線に編入さるべく、目下牡丹江勃利間一九六二を假營業中、勃利佳木斯間は工事中
林密線	一七〇・九	林口	密山	九・五・八	一〇・二・一五	假營業中
京大線	二一三・六	新京	大賚	九・三・八	一〇・一・一	現在は京白線に編入されその一部に當る
沈大線	一一九・〇	沈安	大賚	九・四・二一	一〇・一・一	現在は白瀋線に編入されその一部に當る

建設線名	杆程	區	間	營業開始年月日	備考	
沈安線	一一九・七	白城子	起龍七	九・三・二七	一〇・一・一	現在は白瀋線に編入されその一部に當る
索溫線	一四六・〇	索倫	溫泉	九・四・二一	一一・一・一〇	本線も竣工の上は白瀋線に編入さるべく、索倫南興安間一三〇・八は假營業中
北黑線	三〇二・九	北安	黑河	八・六・二七	一〇・一・一	現在は北黑線と稱す
葉峰線	一四六・九	葉柏壽	赤峰	九・三・二八	一〇・一・一	現在は葉峰線と稱す
四西線	八二・五	四平街	西安	一〇・三・二二	一〇・一・一五	現在は假營業中
雄羅線	一五・二	雄基	羅洋	八・四・一	一〇・一・一	現在は北鮮線に編入されその一部に當る

(註)本表の外支線乃至連絡線として次の五線があるが何れもその幹線に所屬し營業を開始してゐる。

建設線名	杆程	區	間	營業開始年月日	備考	
小新連絡線	九・一	小姑家	新站	昭和九・九・一	一	現在は小新連絡線と稱し、貨物のみを扱ふ
三棵樹碼頭線	三・五	三棵樹	碼頭	九・九・一	一	現在は三棵樹碼頭線と稱し、貨物のみを扱ふ
新松浦線	六・九	三棵樹	新松浦	九・九・一	一	現在は濱北線に編入されその一部に當る
濱江線	二・五	濱江	哈爾濱	九・九・一	一	現在は濱江線と稱し、貨物のみを扱ふ、本線は鐵路局にて直接敷設せるものである
黑河碼頭線	四・二	黑河	黑河碼頭	一〇・一・一	一	現在は黑河碼頭線と稱し、貨物のみを扱ふ

(註)竣工月日は營業開始年月日の前日とす

以上の外に目下工事中の線路は次の如くある。但し公表せるもののみを掲載す。

線名	區	間	杆程	着工年月日	竣工年月日	備考
墨爾根線	訥河	墨爾根	九一・〇	一〇・二・二三	不明	竣工年月日は公表禁止



齊 綏 綏 綏	美 邱 綏 綏	邱 立 綏 綏	魯 北 綏 綏	梅 通 綏 綏	通 綏 綏 綏	綏 綏 綏 綏	綏 綏 綏 綏	綏 綏 綏 綏	綏 綏 綏 綏
綏 山 綏 林	綏 縣 綏 邱	新 邱 綏 屯	太 平 川 綏 北	梅 河 口 綏 化	綏 化 綏 安	綏 綏 綏 綏	綏 綏 綏 綏	綏 綏 綏 綏	綏 綏 綏 綏
一六五〇	七六二	五五四	一九二三	一三一七	一二〇〇	一〇二二	一〇二二	一〇二二	一〇二二
一〇二二	一〇二二	一〇二二	一〇二二	一〇二二	未着手	〃	〃	〃	〃

以上諸線の完成は既設國有線並に滿鐵線と相俟つて緊密なる關係に置かれ滿洲經濟建設の先驅として、或は又開拓鐵道の使命のもとにその重任を完ふしつゝある。

就中、敦圖、拉濱の兩線は、舊吉林省内富源の開発と北滿對裏日本連絡上の最捷經路として、日滿交通上劃期的一大變革を齎す可く、従つて交通、經濟、國防上に及ぼす影響の甚大なることは、羅津港の築港と相俟つて、その將來性は實に洋々たるものである。

凌承線並に葉峰線は熱河省開拓の重大なる使命を有し、沿線は比較的人口稠密なるため輸入貨物の輸送が期待されるが、地勢は概ね山岳地帯である故穀物の輸出は現在餘りに多くを望めない。たゞ將來の資源開發を俟つて本線の價值は向上するものであらう。

京大、洮大、洮索、索溫の四線は、現在京白、白溫線と連つて羅津に出で、西は興安嶺を越へて溫泉に至り、更に將來尙西方に進出する場合には、滿洲國の中央を東西に横斷する一大幹線としての資

格を充分に備へ、所謂滿蒙五鐵道の一として人口に喰ふされてゐた豫定線を実現するものである。沿線は農業地帯であり、又興安嶺の森林地方を通過するだけに農産品及林産品の出貨を期待する可く、更に本線が西方に進出する曉に於ては蒙古開發の希望も達せられるであらう。

圖寧、寧佳(現在圖佳線と稱す)の兩線は東滿を扼して、南北横斷の大動脈たるの價值を有し、南方は羅津に出で、北方は遠く松花江の下流地帯に及び、その沿線は豊饒なる農産地帯あり、無限の林産地域があつて、輸出貨物の出貨を期待され、且つ東滿對裏日本の新捷路としてその將來を矚目されてゐる。

北黑、海克、泰克線の開通は、北滿未開地の開拓に重大なる影響を與ふ可く、その沿線は肥沃なる黒土地質と森林地帯であるだけに、今後移民の流入に依つて開發さるべく、且つ南方哈爾濱に出で、更に新京に於て滿鐵線に連り、又西方齊々哈爾、洮南を経て四平街に出で、茲に滿洲國の中央部を縱斷する南北縱貫大鐵道の大偉業成り、その將來は刮目に値するものがある。

### 三 國道と自動車交通の發達

滿洲國政府が昭和八年三月三日新京に國道局を置き、奉天、新京、齊々哈爾、哈爾濱に建設處を設け、急を要する路線より着々として工事を進め、専ら國道網の充實に意を注いだ結果、昭和八年度末



までには三、三三八軒、翌九年度末までには二、九七〇軒を、更に昭和十年度半期間には四一五軒を竣工し、尙目下工事の路線は約一、七〇〇軒に達し、且つこれ等路線の延長と共に橋梁工事も亦順調に進み、就中、嫩江、訓戎、海拉爾、大洋河、王家船口の五大橋も既に完成し、更に目下架橋工事並に設計中のもの十七橋ありて、何れも今年年中に竣工の豫定である。

かくの如く國道網の普及とこれに伴ふ橋梁架設の完備とは、從來全く抛擲されてゐた滿洲國道路交通上に裨益するところ多く、且つこれが完成に伴ひ自動車の運行も亦年々その數を増し、現在車輛約五、〇〇〇臺と推算されてゐる。特に鐵路總局の經營にかゝる總局バス營業は、路線延長三、六七六軒に及び全滿主要都市間を連絡運行して、或は鐵道の代用線となり、或はその培養線となつて、客貨の輸送に當つてゐる。左に總局バス運行の現状を一覽表に示す。

鐵路總局バス運行一覽表(昭和十一年六月末現在)

線名	區間	軒程	運賃	所要時間	運行	主要經由地名
安城線	安東—城子	二二四	八・二〇	八・四〇分	毎日一回半	大東溝、大孤山、莊河
同	鳳凰城—大孤山	八八	四・〇〇	三・一五	當分運休	紅旗溝、龍王廟、黃土坎
奉天線	奉天—十間房	八〇	四・〇〇	當分運休	當分運休	北陵、全盛堡、石佛寺
同	法庫—康平	三〇	一・五〇	一・〇〇	毎日二回	三家子、三家子
民彰線	新民—彰武	六二	二・五〇	二・〇〇	毎日二回	樹林子、温家、五家子

線名	區間	軒程	運賃	所要時間	運行	主要經由地名
山通線	山城鎮—通化	一四五	七・二五	六・〇〇	毎日一回	柳河、馬鹿溝、七區
海牛線	海城—牛莊	二五	〇・七〇	一・〇〇	毎日四回	四臺子、西田臺子
奉天線	奉天—撫順	五六	一・〇〇	一・三〇	毎日二回	東陵、舊站、高家灣
京吉線	新京—吉林	二二六	二・八〇	四・〇〇	毎日二回	南開、飲馬河、大綏河
熱河線	承德—奉天	一〇〇	五・〇〇	五・〇〇	三日一回	灣平、營房、博羅諾
同	承德—古北口	一〇二	五・一〇	四・〇〇	毎日一回	灣平、營房、鞍匠屯
同	承德—赤峰	二六五	一三・二五	一〇・〇〇	隔日一回	陸化、圍場、山咀子
同	承德—林西	二二〇	一〇・五〇	一三・三〇	隔日一回	烏丹城
同	朝陽—建平	九二	四・六〇	三・三〇	毎日一回	老虎山
同	圍場—多倫	一三〇	六・五〇	六・〇〇	四日に一回	刀把子、牛欄塔、城子
哈同線	呼蘭—木蘭	一二二	七・三五	七・一五	毎日一回	大方臺、巴彥、石頭河子
同	佳木斯—同江	二二八	一三・一〇	一一・〇〇	毎日一回	樺川、新城鎮、富錦
同	佳木斯—勃利	一六〇	九・六〇	八・〇〇	毎日一回	永豐鎮、三合屯
同	富錦—寶清	一二〇	七・一〇	七・〇〇	隔日一回	柳大林、七星霜
通遼線	通遼—開魯	九四	四・七〇	四・一〇	毎日一回	隆甲營、莫力廟
京沈線	龍泉鎮—安廣	三〇	一・五〇	一・〇〇	毎日二回	大榆樹
同	安廣—沈南	八〇	四・〇〇	四・三〇	當分運休	
興安線	沈南—突泉	一〇五	五・二五	四・〇〇	毎日一回	新立屯、水泉子







往復に増加されることとなる。  
日本内地の物価騰貴は満洲國へも反映し、ハルビン物價は十一月に比し、一三・六%方の騰貴を示す。

一月廿二日(金)

日滿鐵販賣に關し、昭和製鋼と、日本製鐵との間に提携成り、共販會社を新設に決す。

滿洲國では来る七月一日より郵便貯金利率を六厘下げ、四分二厘とすること決す。

滿洲國第三次鐵道敷設計畫は一千六百萬を向ふ五ヶ年間に建設に決定、四月より着手することとなる。

一月廿三日(土)

全滿省長會議開催さる。

滿洲國土運量も幾分下火となり、昨年度は虧損額一億二千九百萬圓にて、前年に比し、四百萬圓の減少なりと。

一月廿四日(日)

滿洲國火災保險會社設立に決す。

日本の爲替管理法強化に伴ひ、滿洲國に於ても財政部令を以て、之を應援することに決す。

一月廿六日(火)

滿洲國最近の物價騰貴は特に甚敷、食料品の如きは三年前に比し、倍額となる。

一月廿八日(木)

ロシア兵滿洲里西北方五十九號界標附近に於て越境し來り、滿洲兵を不法射撃す。

一月廿九日(金)

蘇芬河グラデコウ間列車運行停止につき周哈爾濱鐵路局長より蘇聯側に抗議す。

一月卅一日(日)

滿洲國十八縣國境に特殊地帯を制定、國防治安の確立を期することとなる。

### 支那

一月一日

蔣介石氏南京より鄭里浙江省奉化に至る。

一月二日

南京政府軍事委員會は南京、上海、漢口、鄭州、徐州、鎮江等の重要都市に施行せる戒嚴令解除を命令す。

一月四日

國民政府は張學良特赦の命令を發す。

蔣介石氏を鄭里奉化に訪問せる宋子文は本日南京に歸來す。

廣東北系要人莫德惠劉哲等南京に至る。

河南省鄭州に於て在留日人山口某外三名支那暴動計畫暴露の件にて支那當局の爲めに逮捕せらる。

一月五日

宋子文李石曾同伴南京出發上海經由飛行機にて蔣介石氏の鄭里奉化に向ふ。

南京行政院會議に於て西安事變善後策を發表す。

陝西に於ける楊虎城、王以哲等將領は中央の態度監視の通電を發す。

國民政府は西北剿匪總司令部撤廢を命令す。

西路討逆總司令顧祝同南京より河南省洛陽に至る。

一月六日

南京軍事委員會は一時撤退を命じた中央軍に對し陝西甘肅兩省に向け再出動を命令す。

支那の茶葉觀察團上海九にて渡日の途に就く。

臺灣記者團新高新報社長唐澤信夫以下

六名觀察の爲め廣東に到着す。

一月七日

陝北に在る毛澤東指揮下の共產軍約一千は黃河を渡河して山西省北西部河曲に侵入す。

楊虎城代表李志剛等上海に至り千右任に會見次で蔣介石氏に面會の爲め浙江省奉化に向つた。

一月九日

西安に於て于學忠、楊虎城、王以哲等の各將領並に周恩來等共產軍主腦指導の下に参加十五萬の抗日大デモが施行されたとの風評あり。

南京政府は于學忠、楊虎城等は共產軍と聯合して反中央の態度あるものと認め、更らに討伐命令を再下した。

一月十日

陝西省に於ける楊虎城軍は赤水附近の鹽海線の鐵橋を破壊す。

陝西省西安に於て赤色救國委員會組織さる。

一月十一日

討逆軍總司令何應欽氏は西北反軍に對し服従、交通恢復を建議すると共に事件

擴大の責任は無反省の叛亂軍にありとの最後の通告を發電した。

一月十二日

國民政府外交部は非公式に我駐支大使館に對し日支の再交渉を二月十五日開會の三中全會迄延期することを要求した。

一月十三日

陝西省に在る討逆中央軍は渭南を中心にして辛市故市一帶に於て衝突す。

一月十四日

英國商務省信用局駐支代表カーク・パトリック氏上海に到着す。

一月十五日

英國の途にある汪兆銘氏獨逸汽船ボツダム號にて香港に寄港す。

一月十六日

英國輸出信用保證部代表カーク・パトリック氏ラッセルビンディ號で上海に到着した。

鐵道部はベルギー國と鹽海線延長に關する新借款四億五千ベルギーフランを締結す。

一月十七日

莫察政務委員會外交委員會主席の陳中孚氏辭職す。

南京孔祥熙邸に在りし張學良は蔣介石氏の招電に應じ浙江省奉化に向つた。

一月十四日

汪兆銘は上海に歸着す。

一月十六日

陝西代表鮑文樹、李志剛、米春霖等南京に到着す。

一月十七日

中日實業副總裁高木陸郎氏上海に到着す。

一月十八日

山西省太原に於て閻錫山氏と防共協議をなした陳誠氏瀘陽に至る。

一月十九日

北支各地にある我駐在武官天津駐屯軍司令部に於て會議す。

一月二十日

汪兆銘氏上海より南京に至る。

一月二十一日

中村廣東總領事は公文を以て廣東市政府に廣東軍警當局の邦人壓迫即時停止と抗日團體の解散を嚴重に要求す。

一月二十二日

汪兆銘氏南京に到着中央黨部記念集會席上に於て共同防共反對の演説をなす。

一月十九日

南京に來れる陝西代表鮑文樹等南京よ



り西安に歸る。

一月二十日

□浙江省奉化に於て蔣介石氏と協議中の陝西代表米春霖、李志剛等三人本日陝西に向ふ。

□寧夏省高臺縣に於て新編第二軍馬步青部共産軍討伐に成功し共軍第五軍長董振堂戦死す。

一月二十一日

□西安に赴きたる李志剛西安より南京に飛来す。

一月廿二日

□陝西省南部に移動中の徐海東共産軍の主力秦岑を越へ藍田商縣に侵入す。

一月廿三日

□綏東に於ける德王南京政府軍政部長何應欽氏其他宛に和平通電を發す。

一月廿四日

□汪兆銘氏南京より浙江省奉化に至り蔣介石氏と面晤す。

一月廿五日

□北支經濟開發の我現地第一回協議會を天津駐屯軍司令部に於て開催、駐屯軍、天津總領事館、滿鐵本社及天津出張所等

の幹部來集協議す。

□陝西省延川附近に在りし共産軍は羅谷口、鬼門口より黄河を渡り山西省に進入を開始す。

一月廿六日

□冀察政務委員會委員長宋哲元氏天津に於て田代駐屯軍司令官を訪問す。

□須磨南京總領事東京に歸着す。

一月廿七日

□日本の茶業視察の爲め渡日中の支那視察團一行七名上海に歸着す。

□陝西省赤水附近に於て中央軍と對峙中の陝西軍の一部退却を開始す。

□浙江省奉化に蔣介石氏を訪問せる汪兆銘氏南京に歸還す。

一月廿八日

□渡米の途上海に寄港せる「フヒリツピン」大統領「ケーンソン」氏に對し南京政府は吳鐵城上海市長を代表として大毅采玉勳章を贈れり。

一月三十日

□子學忠甘肅省蘭州より陝西省西安に至る。

一月三十一日

□旅順要港部司令官前田海軍少將濟南より津浦線にて天津に至り北支を遊歴す。

### 東洋協會の目的と事業

- 一、支那、滿洲、臺灣、朝鮮、其他東洋諸國に關する學術上並に經濟上の調査  
この目的を達する爲め學術、現勢の兩調査部を設け、毎月一回「調査資料」パンフレットを發行し、尙ほ月刊雜誌「東洋」並に學術調査部報告「東洋學報」を發行す
- 二、各種民地並に海外に於ける公私の業務に従事すべき人材養成のため左記學校の設立  
拓殖大學(東京)大連商業學校(大連)大連女子商業學校(大連)奉天商業學校(奉天)旅順商業學校(旅順)臺灣商工學校(臺北)
- 三、東洋文化の宣揚、植民思想の作興及海外に關する知識の普及  
この目的を達せん爲、毎月東洋現勢講演會、時々大講演會並に毎年海外事情講演會開催及書籍の出版をなし、又宣傳部に於て海外事情紹介の映畫會を各地で開催す
- 四、東洋に關する研究資料を蒐集閱覽すべき圖書室の開設  
その他詳しくは本會の定款並に使命につきて見らるべし

會長	法學博士	水野鍊太郎
副會長		永田秀次郎
專務理事	男爵	大藏公望
理事		尾崎敬義
		加藤政之助
		鶴見左吉雄
		村田俊彦
	法學博士	松岡均平
	男爵	兒玉秀雄
		佐藤安之助
		大橋新太郎
		藤山雷太

昭和十二年二月二十日印刷  
昭和十二年二月二十五日發行

非賣品

發行所 東洋協會調查部  
右代表者 山上 紳


印刷人 島 達太郎

印刷所 東京市神田區美土代町十六番地  
三 勇 會

發行所 東京市神田區内幸町一丁目三番地  
東洋協會  
電話 銀座四〇三九番  
東京一七〇八九番



145  
440





1

1



